

平成２８年度 第１回豊山町地域包括ケアシステム推進協議会 次第

日時 平成２８年６月３０日（木）

午後２時００分

場所 豊山町保健センター

- １ 部長挨拶
- ２ 会長の選出について
- ３ 会長挨拶
- ４ 会長代理の指名
- ５ 議事録の取扱い及び署名委員の指名
- ６ 議題
 - （１）豊山町地域包括ケアシステムについて
 - （２）電子連絡帳、医療・介護資源マップについて
- ７ その他

平成28年度 第1回豊山町地域包括ケアシステム推進協議会 議事録

1 開催日時 平成28年6月30日（木）午後2時00分～午後3時15分

2 開催場所 豊山町保健センター 2階 研修室

3 出席者

（1）委 員 9名

能城充弘委員、鈴木泰男委員、堀場 誠委員、岡本和士委員、高田好美委員、
池山豊子委員、桶口ひとみ委員、大住洋子委員、寺町智津代委員

（2）事務局 4人

堀場生活福祉部長、高桑保険課長、
地域包括支援センター 千葉社会福祉士主任、長友保健師主任

4 議題

（1）豊山町地域包括支援ケアシステムについて

（2）電子連絡帳、医療・介護資源マップについて

（3）その他

5 議事内容（要点筆記）

【保険課長】

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成28年度豊山町地域包括ケアシステム推進協議会を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めます保険課長の高桑です。よろしくお願いいたします。はじめに、生活福祉部部長の堀場よりご挨拶申し上げます。

【部長】

本日は、大変お忙しい中、豊山町地域包括ケアシステム推進協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方には、委員に就任いただくことを快諾くださり、厚くお礼申し上げます。

諸外国に例をみないスピードで高齢化が進む中、国は団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に医療や介護が必要となっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどの分野における地域の包括的な支援・サービスの提供体制として地域包括ケアシステムを構築するとしています。

これを踏まえて、町も当協議会を設置し、豊山町の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指していきたいと考えています。

今年度は、この地域の医師会である西名古屋医師会と北名古屋市、清須市と連携して、電子連絡帳、地域資源マップの導入を進めてまいります。本日はこれらの推進を踏ま

えまして協議を進めることになりますので、委員の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いします。

【保険課長】

部長は他に公務がございますので、これにて退席させていただきます。

(部長退席)

なお、机に豊山町地域包括ケアシステム推進協議会委員の委嘱状を置いてございます。2年間の任期となっています。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。本日の会議次第、委嘱状、資料1「豊山町地域包括ケアシステム推進協議会名簿」、資料2「豊山町地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱」、資料3「地域包括ケアシステムについて」、資料4「「豊山町レインボーネット」利用規約(案)」、資料5「「豊山レインボーネット」利用までの流れ」、資料6「「豊山レインボーネット」参加説明書・同意書」、また当日資料の資料7「今後のスケジュール」でございます。不足等はありませんか。

それでは、お手元の資料1の「豊山町地域包括ケアシステム推進協議会名簿」の順にご紹介させていただきます。

設置条例第3条第2項第1号委員、医師、わかばファミリークリニックの能城充弘様、第2号委員、歯科医師、鈴木歯科の鈴木泰男様、第3号委員、薬剤師、新栄薬局の堀場 誠様、第4号委員、学識経験者、愛知県立大学の岡本和士様、第5号委員、医療・保健関係団体、西名古屋医師会在宅医療サポートセンターの高田好美様、第6号委員、介護事業所、居宅介護支援事業所のケアプランセンタービィンズの池山豊子様、訪問介護事業所のヘルパーステーションしいの木の桶口ひとみ様、訪問介護事業所の訪問看護ステーションの大住洋子様、第7号委員、福祉関係団体、豊山町社会福祉協議会の寺町智津代様。以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。地域包括支援センター包括支援系の長友です。同じく千葉です。そして私は、保険課長の高桑です。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は関係機関として電子連絡帳、地域・資源マップのシステム担当者であります中部テレコミュニケーション株式会社の甲能様と黒宮様に出席して頂いています。のちの議題のなかで、説明をして頂きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして協議会の会議録の取り扱いにつきましては、「議事録の作成に関する指針」により、会議ごとに議事録を作成することになっております。取扱いにつきましては、会議で取り決めていただくことになりますが、後ほど会長選出後に当運営協議会で取り決めていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料2「豊山町地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱」の説明をさせていただきます。

(資料2「豊山町地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱」について資料2に基づき説明した。)

それでは、次第2「会長の選出」に移ります。先ほど説明させて頂きました、豊山町地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱第5条第1項では、協議会に会長を置き、委員の互選により定めることになっています。

いかがでしょうか、どなたか推薦いただけますでしょうか。

(能城委員を推薦する声あり)

ただ今、会長には能城委員をという声がありました。他にございませんでしょうか。他にないようですので、能城委員を会長に選出することにご異議ございませんでしょうか。ご異議がなければ拍手で確認したいと思います。

(全員拍手)

ありがとうございました。それでは、能城医院、会長席への移動をお願いします。

(会長席へ移動)

当推進協議会の議長は会長に務めていただくことになっています。ご挨拶いただいた後、早速で恐縮ですが、議事進行につきましても、よろしくお願いいたします。

また、設置要綱第5条第3項では、会長が会長代理の委員をあらかじめ指名することになっていますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

ただ今、会長にご推挙いただきました能城でございます。高齢化が進んでいる中で、国はベッドを増やさない方針を示し、在宅で介護やケアを受け、在宅で看取る方向性に国は大きく舵をきることに決めています。そのために在宅の受け皿をどのようにするか協議する場がこの地域包括ケアシステム協議会となります。他の手がないかと思っても、国の政策でこの方法しかないと言われておりますので、なんとか成功させ、在宅で介護やケア、看取りを実施していくためのシステムの構築をしていくための会議ということになりますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

私自身はあまりこういった分野に知識がありませんので、逆に皆様に教えていただきながら、勉強してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは私が、議長を務めさせていただきますのでご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、次第4「会長代理の指名」を行います。設置条例第5条第3項では、会長が会長代理の委員をあらかじめ指名することになっていますので、私から指名させていただきます。会長代理には、鈴木歯科の鈴木泰男委員を指名したいと思います。委員の皆さんよろしいでしょうか。ご異議がなければ拍手で確認したいと思います。

(全員拍手)

ありがとうございました。鈴木委員に会長代理が決まりました。よろしくお願いいたします。

続きまして、冒頭、事務局より話がありました次第5「議事録の取扱及び署名委員の指名」に移ります。議事録については「要点筆記」で作成し、発言者名については「非公開」としたいと思います。いかがでしょうか。ご異議もないようですので議事録は「要点筆記」、発言者は「非公表」といたします。

続きまして、議事録署名委員の指名ですが、本日の会議の署名委員につきましては、池山委員と桶口委員を指名いたします。後日、事務局により議事録を作成しだい、署

名をいただきに伺いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第6の「議題」に入ります。「(1) 豊山町地域包括ケアシステムについて」事務局からの説明を求めます。

【保健師主任】

議題(1)「豊山町地域包括ケアシステムについて」について資料3に基づき説明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問・意見のある方は挙手をお願いします。

【委員】

豊山町で作ろうとしているシステムは、尾張中部医療圏を含む上位の物なのか、個別で作ろうとしているものなののでしょうか。

【保健師主任】

既に清須市、北名古屋市が運用しているシステムを導入予定のため、尾張中部医療圏の関係機関の方々が同じシステムを使用し連携していくことができることを目的としています。

【委員】

機能がいいから、連携しやすいから同じシステムを導入するということでしょうか。

【保健師主任】

機能についてはこれから説明させていただきますが、機能はいいと聞いておりますし、同じ医療圏で違うシステムを使用することは、わかりづらかったり、連携がとりにくいことが考えられるので、同じシステムを使用したいと考えています。

【委員】

豊山町は近隣に四方を囲まれているため、そちらの資源を使用している方もいると思うが、このシステムは近隣の周囲を入れているのか、あるいは排除するのか、どのように考えているのでしょうか。

【社会福祉士主任】

地域資源マップに関しては豊山町の方が利用されている介護サービスの事業所は医療圏外でも登録させて頂く予定です。

電子連絡帳の医療機関に関しては対象を医療圏内で開始させて頂いて、今後必要があれば協議会や医療圏の話し合いの中で検討をしていく予定となります。サービス事業

所に関しては医療圏外の利用されている事業所でも対象とさせて頂こうと思っています。

【委員】

そもそも尾張中部医療圏とはどの地域のことですか。

【保健師主任】

豊山町の他に、北名古屋市、清須市の2市1町となっております。

【会長】

意見、質問も出尽くしたようですので、続きまして、「(2) 電子連絡帳、医療・介護資源マップについて」事務局からの説明を求めます。

【社会福祉士主任】

まず最初に、委員の皆様により具体的にシステムのイメージを持って頂くためにシステム業者の中部テレコミュニケーション株式会社の黒宮さんより説明をして頂きます。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

電子連絡帳・地域資源マップについて説明した。

【社会福祉士主任】

議題(2)「電子連絡帳、医療・介護資源マップについて」について資料4・5・6・7に基づき説明した。

【会長】

説明が終わりました。ただ今の説明についてご質問・意見のある方は挙手をお願いします。

【委員】

使用機器の証明書はそれぞれの機器にダウンロードしないと使えないということですね。個人で行うのですか。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

ポータルサイトからダウンロードすることができます。施設の管理者が代表で市町村に登録し、その方の権限で施設のスタッフにIDとパスワードを付与することができます。

【会長】

端末が複数になってもかまわないということですね。タブレット端末にも証明書は入るのでしょうか。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

はい。アンドロイドも、 아이폰も、 アイパッドも入ります。

【会長】

実際に運用している市町もあると思うのですが、だいたい一つのクリニックでどの程度の利用状況ですか。訪問看護などのサービスが入るような在宅療養のケースでない方もいるのでしょうか。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

在宅が中心ですが、在宅でない方も対象としている市町村もあります。支援が必要な人を対象とし、利用規約でルールを決めている市町村もあるので、運用ルールを皆さんで考えて頂いて、どうしたらケースが増えるのか考えて頂けたらと思います。

【会長】

普通のクリニックでケースが0人というところもあるのではないのでしょうか。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

ケースはなくても、行政と連絡をとるツールとして使用しているクリニックもあります。行政から会議前の資料や、講演会の案内などの情報発信をしているところもありますので、ケースがなくても登録し情報共有として使用している事業所はあります。

【会長】

写真を載せたり、記事を書いたりするのは、負担になるのではないかと思います。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

手書きの記事を、写真に撮って、投稿している方もみえます。いろいろな使い方がありますので、皆さんで利用しやすい方法を考えて頂けたらと思います。

【委員】

電子連絡帳に記事を書き、自分たちの支援経過を書く作業は、重複する仕事になるため、電子連絡帳に書いた記事を印刷して保存し、支援経過にあてるとは可能ですか。

【委員】

添付ができるということなので、それを使用すれば重複することはないと思います。

【委員】

いろいろな機能が入っていることはわかりましたが、一番重要なのはセキュリティだと思います。患者さんの個人情報を守るため、あまり機能はつけない方がいい場合もあるのではないかと思います。機能があればあるほど、漏えいする可能性があるのではないかと思います。

また、利用規約第32条の移動可能な媒体の取り扱いについてですが、通常は使用する機器の登録をしていると聞きます。それは情報が漏えいした時に特定するためですが、施設の使用機器の登録は今回するのでしょうか。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

証明書は個人に紐づけされるため、誰の証明書で誰がログインしているかがわかります。自治体によっては端末の登録を施設でしているところもありますが、個人に割り当てられた証明書、ID、パスワードからわかるようになっています。

【委員】

利用規約32条には媒体の取り扱いについて各事業所内で一定の取り決めるをするとしてありますが、万が一の時には個々の使用者に責任が生じてくると思います。

情報が漏えいしないための最低限の約束事を出して頂ければ、事業所内で各使用者が守ることができると思います。

インターネットのため、もし職員が自宅で仕事をするような状況になった時に自宅の機器でできるのはどうかと思うのですが。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

証明書がないと使用できません。証明書を発行するのは施設の長となりますので、例として他の自治体では施設の長と職員の間で誓約書のような文書の取り決めているところもあります。また、自治体の方からそのような文書を交わしているところもあります。

【会長】

誓約書に関しては自治体で決めているところがあるということですね。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

はい。名古屋市などはホームページよりダウンロードできるようになっています。

【会長】

他によろしいでしょうか。ご意見もないようですので、利用規約を承認します。8月1日からの開始に向け、詳しい運用については今後説明会があると聞いていますので、そちらで理解を深め、使えるようなレベルまで私たちもならなければいけないと思います。

続きまして、次第7の「その他」に移ります。事務局から何かございますか。

【保健師主任】

今回の協議会は、平成29年2～3月頃を予定しています。内容は8月1日から運用する「電子連絡帳」「医療・介護資源マップ」の実績報告と、次年度の事業計画について報告する予定となっております。日程が決まりましたら、ご連絡させていただきますので、よろしくお願いします。

【会長】

実際のところシステムができて、使用しないと意味がないので、医療機関に対する働きかけが大事だと思いますが、どのようにしていくのでしょうか。

【委員】

例えば現場で医療的に不安な時に、直接先生と繋がることができるのでしょうか。

【会長】

そもそも医療機関がスタートするかどうかになりますので、医療機関への周知が必要だと思います。自分が困った時にどこに頼むことができるかわかっていると、動きやすいので、いろいろな会で多職種の方と顔を合わすことができるのは、非常にありがたいのですが、このような場にいらっしゃらない先生は連携先やシステムがみえにくい状態なので、このシステムを利用するときに非常に困るのではないかと思います。

そのため、他の先生方も理解できるような会が必要だとは思いますが、せっかくの機会でございますので、委員の方々に、何かご意見がありましたらお聞きしますが、いかがでしょうか。ないようでしたら、本日予定しておりました議題につきましては全て終了しました。

これをもちまして平成28年度第1回豊山町地域包括ケアシステム推進協議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。

上記のとおり、平成28年6月30日（木）開催の地域包括ケアシステム推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2人が署名する。

会 長 能城 充弘

署名委員 池山 豊子

署名委員 桶口 ひとみ

豊山町地域包括ケアシステム推進協議会名簿

日時 平成28年6月30日（木）

午後2時00分

場所 豊山町保健センター2階研修室

委員名簿

区 分		役 職	氏 名
3条1号委員	医師	わかばファミリークリニック	能城 充弘
3条2号委員	歯科医師	鈴木歯科	鈴木 泰男
3条3号委員	薬剤師	新栄薬局	堀場 誠
3条4号委員	学識経験者	愛知県立大学	岡本 和士
3条5号委員	医療・保健関係団体	西名古屋医師会在宅 医療サポートセンター	高田 好美
3条6号委員	介護事業所 (居宅介護支援事業所)	ケアプランセンター ビィンズ	池山 豊子
3条6号委員	介護事業所 (訪問介護事業所)	ヘルパーステーション しいの木	桶口 ひとみ
3条6号委員	介護事業所 (訪問看護事業所)	訪問看護ステーション ほたるきた	大住 洋子
3条7号委員	福祉関係団体	豊山町社会福祉協議会	寺町 智津代

(豊山町地域包括ケアシステム推進協議会要綱 第3条)

事務局

生活福祉部長		堀場 昇
地域包括支援センター	所長 兼 保険課長	高桑 悟
	社会福祉士主任	千葉 幸恵
	保健師主任	長友 妙子

(豊山町地域包括ケアシステム推進協議会 第7条)

豊山町地域包括ケアシステム推進協議会設置要綱

平成 28 年 3 月 28 日

告示第 15 号

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 に規定する地域支援事業を円滑に推進し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的かつ計画的に実施するため、豊山町地域包括ケアシステム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議の内容)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 在宅医療・介護連携に関すること。
- (2) 生活支援・介護予防に係る体制整備に関すること。
- (3) 認知症施策に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 医療・保健関係団体の代表者
- (6) 介護事業所の職員
- (7) 福祉関係団体の代表者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域包括支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

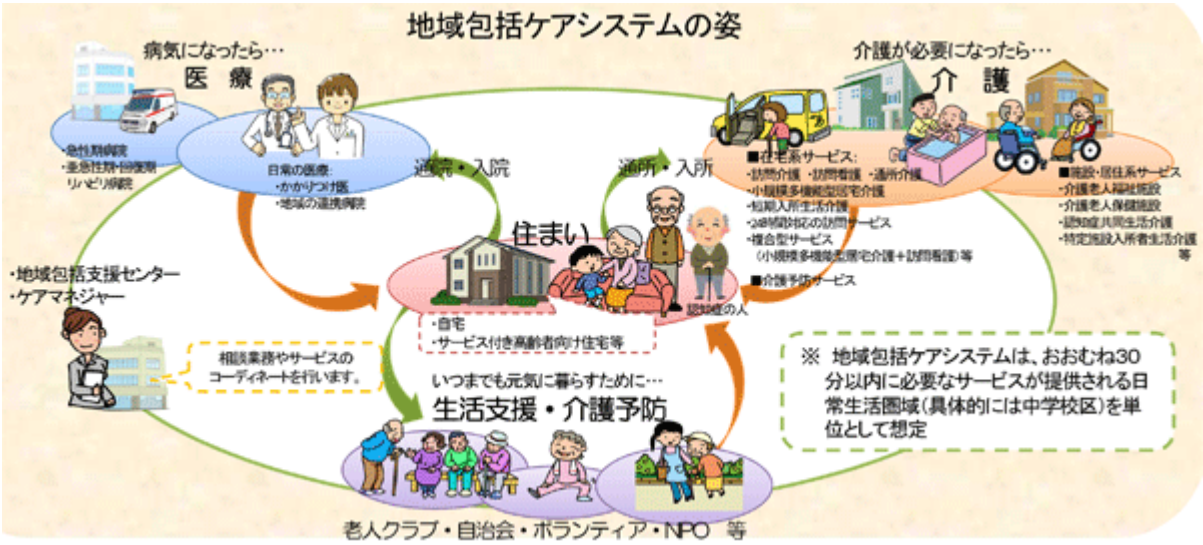
附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

地域包括ケアシステムについて

1. 地域包括ケアシステムとは

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活ができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。



【背景】

①医療介護総合確保推進法（平成26年6月18日成立）

在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し多様化。

②介護保険法の改正（第6期 平成27年度～平成29年度）

主な改正点	本町の進捗状況
①新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始	平成28年4月1日より開始
②地域包括ケアシステム構築に向けての地域支援事業の具体化	
・在宅医療・介護連携の推進	平成28年4月1日より開始
・認知症施策の推進	平成29年度中に開始予定
・地域ケア会議の推進	実施中
・生活支援サービスの充実・強化	平成28年4月1日より開始

2. 豊山町の現状（第7次豊山町高齢者福祉計画・第6次介護保険事業計画より）

表1 年齢別高齢者数

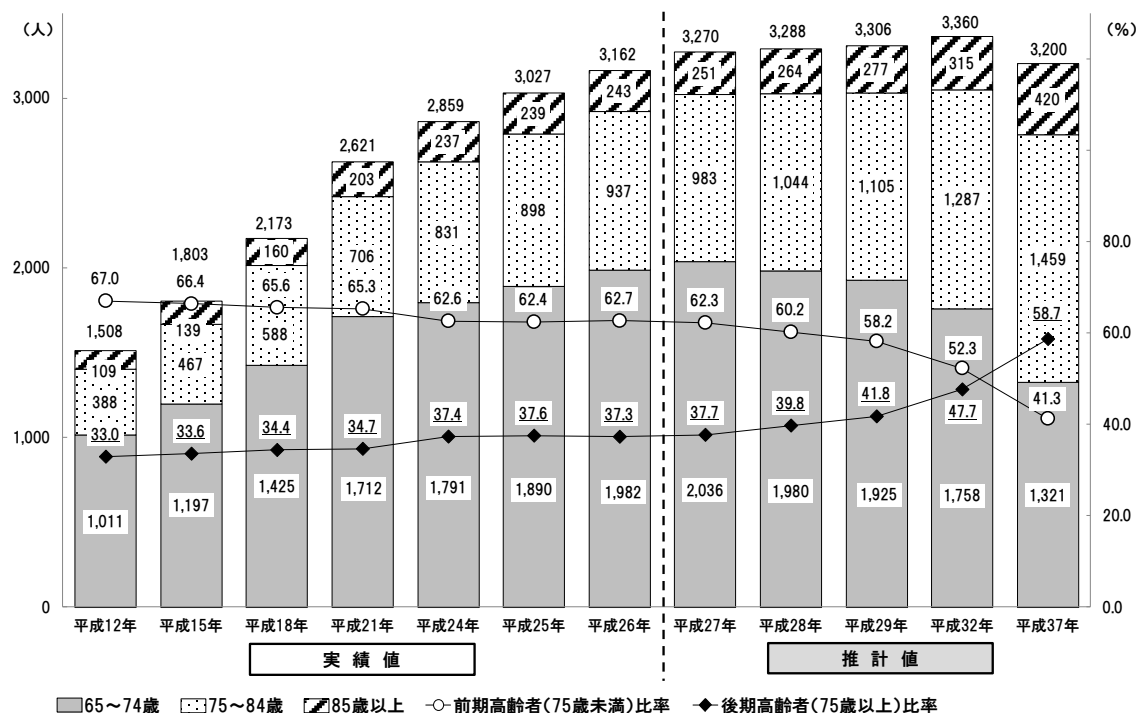


表2 要介護認定者数の実績と推計

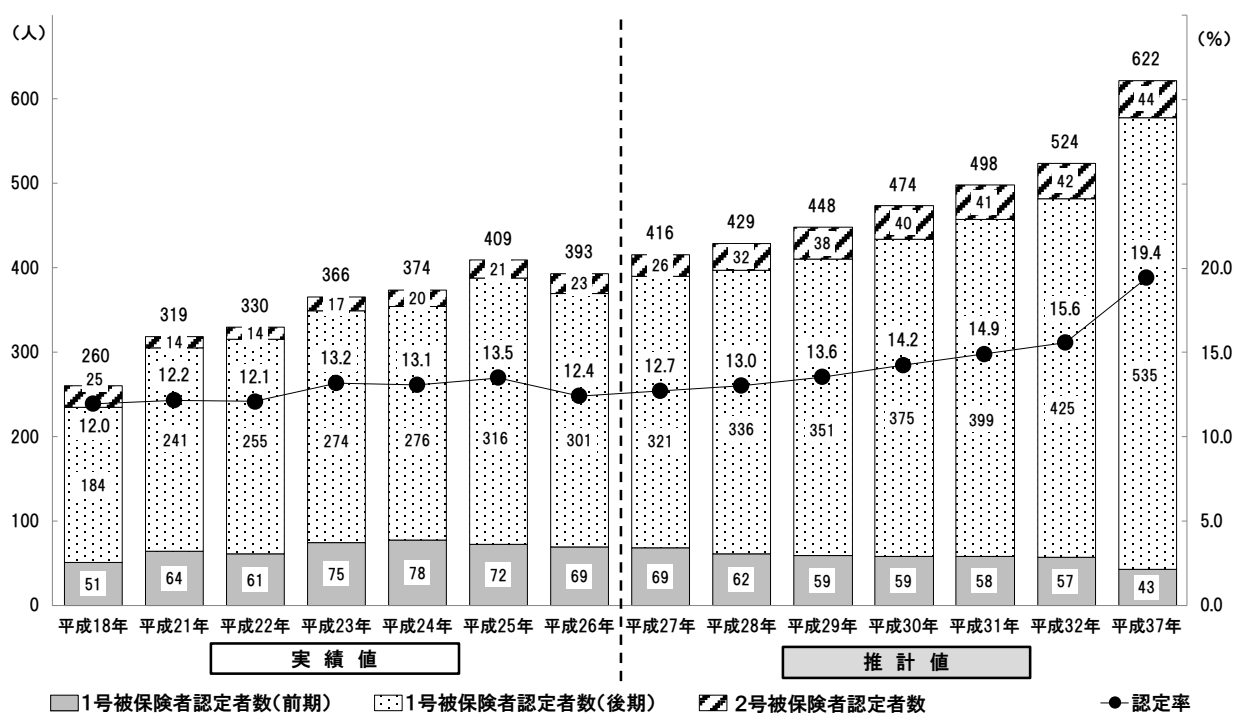
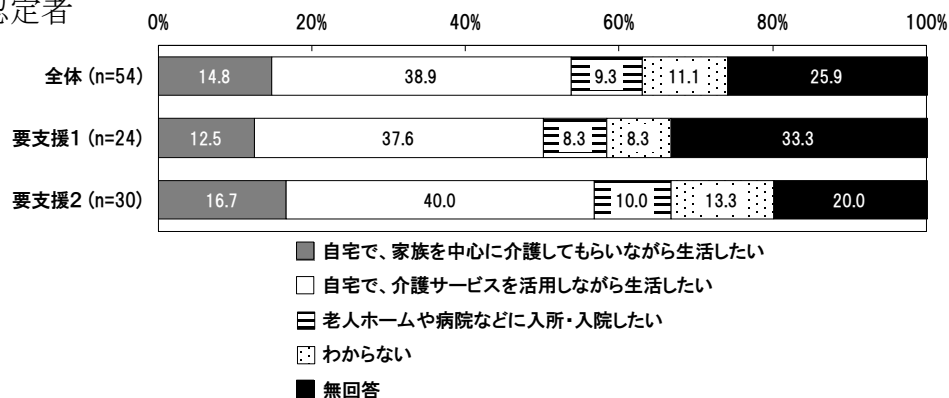


表3 これからの生活について

○要支援認定者



○要介護認定者

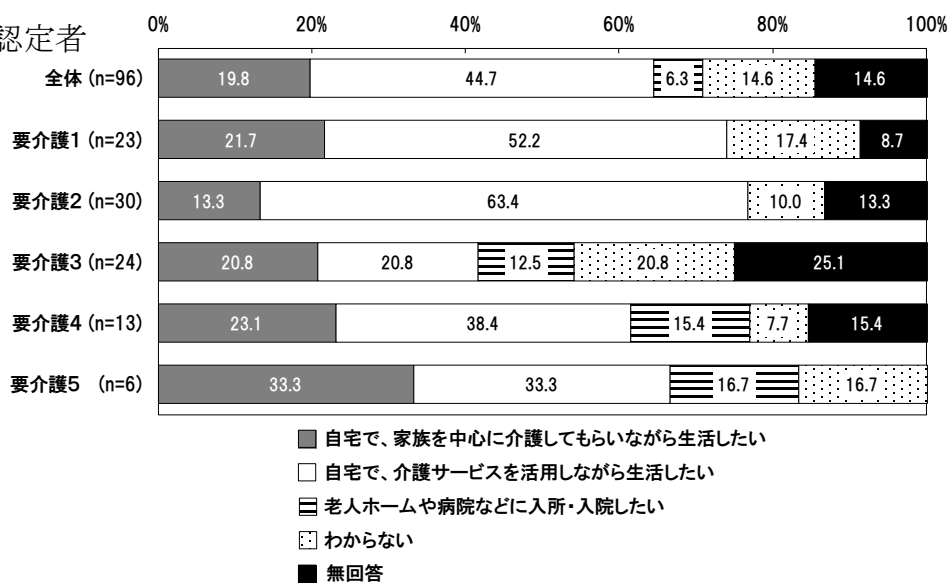
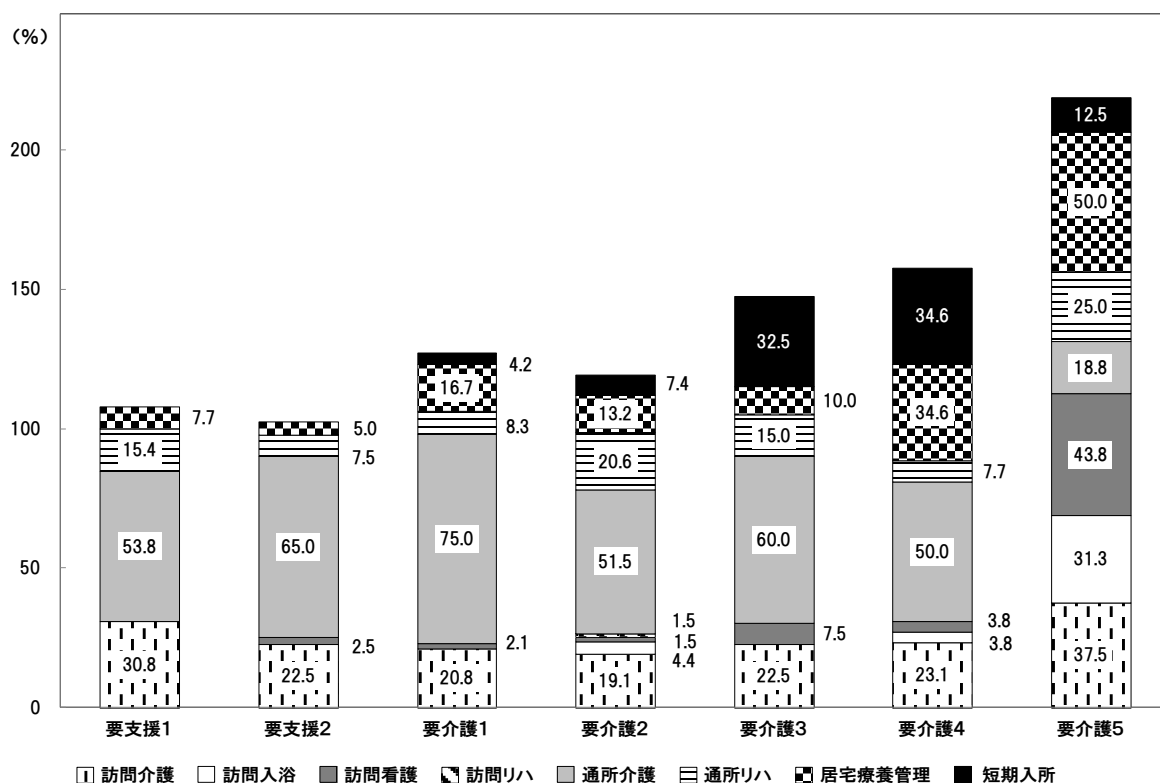


表4 要介護度別主要在宅サービス利用率



3. 在宅医療・介護連携推進事業について

(1) 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、高齢者の権利擁護について支援を受けながら、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための支援を行う。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業の内容

項 目	内 容
ア 地域の医療・介護資源の把握	地域の医療・介護の資源のリストまたはマップの作成と活用 ◎システムの導入（地域資源マップ）
イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、地域医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行う。
ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的支援を企画・立案する。
エ 医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援する。 ◎システムの導入（電子連絡帳）
オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行う。
カ 在宅医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を実現するため、多職種研修会を行う。また、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修を行う。
キ 地域住民への普及啓発	在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。
ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	複数の関係市町村が連携して、広域連携が必要な事項について協議する。

4. 近隣の在宅医療・介護連携共有システムの取組み状況

二次医療圏域内	システム	導入時期	業者
北名古屋市	電子連絡帳	平成26年10月	中部テレコミュニケーション(株)
	地域資源マップ	平成28年 3月	中部テレコミュニケーション(株)
清須市	電子連絡帳	平成27年 8月	中部テレコミュニケーション(株)
	地域資源マップ	平成28年 3月	中部テレコミュニケーション(株)

「豊山レインボーネット」利用規約(案)

豊山町生活福祉部保険課

第一章 総則

(目的)

第1条 本規約は、行政、医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護事業所等（以下、「事業所」という）の支援者になるべき担当者が「豊山レインボーネット」の利用に関して必要な事項を定めることにより、「豊山レインボーネット」を適正かつ円滑に運営することを目的とする。

(「豊山レインボーネット」の定義)

第2条 本規約において「豊山レインボーネット」とは、豊山町の在宅療養患者等や高齢者のプライバシー保護を厳重に図りながら診療情報の一部を、行政、医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護事業所間を結ぶネットワークで共有し、診療・検査や日々のケア等から得られた多くの情報を元に多職種連携を図り、対象者に質の高い医療・介護サービスを提供することを目的とした仕組みを提供するものと定義する。

(サービス内容)

第3条 「豊山レインボーネット」は、次のサービスを提供する。

- (1) 「豊山レインボーネット」を利用する事業所間で電子@連絡帳システムを用いて、患者の受診時や治療歴の情報、治療経過やその効果、薬の重複投与の防止、種々の検査データなどを共有する地域包括ケアシステムサービス
- (2) 「豊山レインボーネット」を利用する事業所情報、事業所に対する通知情報等を公開するポータルサイトサービス
- (3) その他、第1条の達成に必要なサービス

2 前項の「豊山レインボーネット」の機能については、別紙1のとおりである。

(サービスの運営)

第4条 第3条に定めるサービスの運営は、豊山町が行う。

2 豊山町地域包括ケアシステム推進協議会は、「豊山レインボーネット」の運営のための諮問機関とする。

(システムの運用管理)

第5条 豊山町は、「豊山レインボーネット」のシステムの運用管理を、運用・保守サービスに係る委託契約事業者（以下、「契約事業者」という。）に委託する。

2 契約事業者は、「豊山レインボーネット システム運用管理業務セキュリティポリシー」（以下、「セキュリティポリシー」という。）に基づき、「豊山レ

インボーネット」の運用管理を行うものとする。

第二章 利用に関する事柄等

(利用事業所等の範囲)

第6条 「豊山レインボーネット」を利用できる事業所等は、医療法における医療提供事業所及び、豊山町民の対象者が利用している地域包括ケアに係る事業所とする。

2 前項における事業所等において、「豊山レインボーネット」を利用することができる者（以下、「利用者」という。）は、当該事業所等に属する者のみとする。

(利用の申請)

第7条 「豊山レインボーネット」の利用を希望する事業所等は、豊山町に利用申請を行う。

(事業所内における周知)

第8条 利用事業所等は、「豊山レインボーネット」を利用している旨を事業所内に掲示するなど、広く患者への周知に努めなければならない。

(利用権の設定)

第9条 豊山町は承認されたアクセスコードを用い利用者管理システムを使用して、利用者の個人毎に専用の利用者識別番号（以下、「ユーザーID」という。）と暗証番号（以下、「パスワード」という。）の付与を行う。

2 利用者は、事業所責任者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。

(利用環境の整備)

第10条 利用事業所等は、「豊山レインボーネット」を利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

2 整備する機器及びその仕様については、別紙2に規定するとおりとする。

(申請内容の変更等)

第11条 事業所責任者は、人事異動その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、豊山町に連絡しなければならない。

(利用の廃止)

第12条 利用事業所等が「豊山レインボーネット」の利用を廃止する場合は、ポータルサイトから豊山町に対してオンライン廃止申請を行う。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第13条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合

は、豊山町に連絡し再発行されたユーザー I D 及びパスワードを受け取る事ができる。

- 2 前項の場合において、オンラインによる手続きが困難な場合には、豊山町が契約事業者へ当該 I D を利用停止と、新たなユーザー I D 及びパスワードの付与を依頼する事ができる。

(利用に関するお問い合わせ)

第 14 条 利用者は、「豊山レインボーネット」の利用に当たり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、契約事業者のヘルプデスクに問い合わせることができる。

- 2 ヘルプデスクの対応時間は、月曜日から金曜日（祝祭日と、12月29日から1月3日までは除く）までの 9:00～18:00 とする。

第三章 サービス内容

第一節 電子@連絡帳システム

(連携方法)

第 15 条 利用者が、「豊山レインボーネット」によって共有した情報は、セキュリティポリシーに対応したストレージ領域に保管され、アクセス許可のある利用者のみ内容にアクセスする事ができる。

- 2 内容の確認をする利用者は、利用者毎に配布しているユーザー I D 及びパスワードにより「豊山レインボーネット」にアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を表示することができる。

(患者の同意)

第 16 条 かかりつけ医・ケアマネジャー・訪問看護師などは、「豊山レインボーネット」を利用して患者に関する情報を、他の利用者と共有する場合は、別紙 3 を用い患者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得るものとする。

- 2 「豊山レインボーネット」に保管された情報について、患者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）から削除の申し出があった場合は、当該かかりつけ医はこれに応じなければならない。

- 3 前項の削除の申し出を受けた場合は、かかりつけ医は豊山町へ連絡し、豊山町は電子@連絡帳システムでの所定の操作を行い、当該データの削除を行う。

(利用事業所間の契約)

第 17 条 「豊山レインボーネット」の利用者が他の利用者に対して、医療用画像データ、患者情報の一部等を送信し、その支援を依頼する場合の支援の内容、支援に対する報酬等については、当該利用事業所間の個別の契約によ

り定めるものとする。

(診断支援等の責任)

第18条 医療系従事者が、「豊山レインボーネット」を利用し支援依頼を行った場合は、他の医療系従事者から受けた遠隔診断、セカンドオピニオン、診療情報の提供などの診断支援結果の採否は、依頼を行った医療系従事者が自らの責任において行うものとする。

2 前項に関して、依頼を行った医療系従事者と当該患者又は第三者との間の紛争並びに依頼を行った医療系従事者と支援を行った医療系従事者との間の紛争について、豊山町及び契約事業者は責任を負わない。

(共有する情報の保管期間)

第19条 「豊山レインボーネット」によって共有された情報は、「豊山レインボーネット」のシステム内へ発信した日から起算して5年間の一時保管を保証する。

2 利用者は、第1項で保証された当該情報を表示できるものとする。

(共有する情報の取扱い)

第20条 「豊山レインボーネット」により共有された情報は、診療情報の参照情報として扱うものとする。

2 診療情報の原本については、「豊山レインボーネット」は取り扱わないものとし、利用者が法令等に従い責任をもって別途管理するものとする。

3 「豊山レインボーネット」が取り扱う診療情報の内容については、豊山町及び契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等の如何なる面からも保証しない。但し、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に示されている電子署名を施したデータに関しては、完全性と正確性は担保される。

第二節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第21条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、「豊山レインボーネット」の概要等を掲載し、広く一般に公開するものとする。ただし、公開目的が利用者に限られた情報については、認証機能により利用者以外（豊山町を除く。）からの閲覧を禁止する。

(事業所情報の公開)

第22条 ポータルサイトサービスで一般公開する情報は、協議会で検討する。

2 利用者は、第7条で定めた「豊山レインボーネット」の利用申請と同時に、

アカウント管理システムに登録されている自らの事業所の情報を提供するものとする。

- 3 利用者は、自らの情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。

(利用者限定の情報)

第23条 利用者のみが閲覧できる情報は、豊山町が利用者のみに通じたい情報及び第一節に規定した「豊山レインボーネット」とする。

- 2 豊山町は、通知情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第24条 豊山町は、掲載情報の更新など公開情報の管理を行うものとする。

第四章 「豊山レインボーネット」の運用

(ユーザーID、パスワードの管理運用)

第25条 利用者は、豊山町より付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとし、自己のユーザーID及びパスワードにより「豊山レインボーネット」上でなされた一切の行為及びその結果については、利用者が責任を負うものとする。特に、ユーザーID及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として患者に係る診療情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、利用者等は、細心の注意をもって管理しなければならない。

(利用者の機密保持の責任)

第26条 事業所責任者は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、利用者の責任を明確にするとともに、利用者個人に機密保持の責任を持たせるものとする。

- 2 利用者及び事業所責任者は、「豊山レインボーネット」の利用申請と同時に、「豊山レインボーネット」で取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。

- 3 利用者及び事業所責任者は、「豊山レインボーネット」で取り扱う情報について、個人情報保護法及び豊山町個人情報保護条例等を遵守するとともに、機密保持の責任を追うものとする。

(利用者の教育)

第27条 「豊山レインボーネット」の利用者が、本規約及び諸規程を遵守するため、事業所責任者は、原則として利用者へのセキュリティ教育を定期的に(年1回程度)実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては

必要の都度、実施するものとする。

- 2 前項のセキュリティ教育について、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第28条 利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかに契約事業者へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。その内容の重要度に応じて、契約事業者は豊山町へ報告を行うものとする。

- 2 豊山町は、前項の報告を受けた際、必要に応じて臨時の協議会を召集し、事故防止の対策を検討するものとする。
- 3 契約事業者は、事業所責任者からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力を行うものとし、その結果、利用事業所内の詳細調査、機器の購入、設定が発生する対策を行う必要が生じるなど、契約事業者の協力範囲を超える場合は、契約事業者は事業所責任者へ別途見積もりを提示し、その費用を請求することができる。

(利用者意識の高揚)

第29条 利用者は、情報の紛失、消失、及び損傷を防止するため、机上の整理整頓、不在時の端末オフを実施するとともに、端末から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、フロッピーからの入力、電子メールの操作などについては、特段の注意を払わなければならない。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第30条 本ネットワークで取り扱う情報処理システムを保護するため、利用者は個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し、検証済みのものを使用するものとする。

(コンピューターウィルス対策)

第31条 利用者は、ウィルス対策ソフトウェアを導入するものとする。またその維持管理については、各事業所において責任をもって実施する。

(移動可能な媒体の取扱い)

第32条 利用者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏洩及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体（磁気テープ、カセット、CD、DVD、印刷された用紙など）については、各事業所内で一定の取り決めをし、利用、保管、廃棄を行うものとする。

- 2 前項にて、万一情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても、豊山町及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(移動可能な機器の取扱い)

第33条 利用者が取り扱う移動可能な機器（端末、モバイル利用者端末など）については、各利用施設の責任において一元的に管理し、利用者に貸与したものについては、利用者各自が責任を持って管理するものとする。

2 前項にて、万一情報の漏洩や機器の破損等により、何らかの損害が発生しても、豊山町及び契約事業者は責任を負わないものとする。

（サービス内容の変更）

第34条 豊山町は、「豊山レインボーネット」のサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合は、契約事業者は、利用者へ変更した旨を、広報サービス等を通じて確実に周知するものとする。

（利用権の一時停止等）

第35条 豊山町は、ユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者がユーザーIDの使用を一時停止することができる。この場合、契約事業者は、停止後できるだけ速やかに豊山町に報告をしなければならない。

3 前2項により当該利用者に損害が発生した場合、豊山町及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

4 豊山町は、第1項又は第2項の使用停止をした場合は、協議会に報告するものとする。

（データバックアップ作業に伴うサービス停止）

第36条 「豊山レインボーネット」のシステム内に保管されている情報については、契約事業者において、毎日及び毎月定められた日時にデータのバックアップ作業を行う。

2 前項の毎月のバックアップ作業については、契約事業者が豊山町の承認を受け、予め定められた日時に行うものとし、「豊山レインボーネット」のすべて又はその一部のサービスを停止することができるものとする。

3 契約事業者は、前2項の内容を予め広報サービスにより利用者に公開するものとする。

（サービスの一時停止）

第37条 豊山町は、次のいずれかが起こった場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に「豊山レインボーネット」のサービスを停止することができるものとする。

(1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合

- (2) 火災、停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合
 - (4) その他、運用面又は技術面の問題により、契約事業者が一時的な停止が必要と判断した場合
- 2 第1項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的に「豊山レインボーネット」のサービスを停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかに豊山町に報告をしなければならない。
- 3 第1項及び第2項により利用者に損害が発生した場合、豊山町及び契約事業者はいかなる責任も負わない。
- 4 豊山町は、第1項及び第2項の一時停止を行った場合は、協議会に報告するものとする。
- (サービスの中止)
- 第38条 協議会は、豊山町と協議した上で、利用者に少なくとも1か月前に予告をした上で、「豊山レインボーネット」のサービス提供を中止することができる。
- (禁止行為)
- 第39条 利用者は、「豊山レインボーネット」の利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。
- (1) 公序良俗に反すること。
 - (2) 犯罪的行為に結びつくこと。
 - (3) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害すること。
 - (4) 他の利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。
 - (5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷すること。
 - (6) 本規約及び第6条第2項に掲げる規程等に違反すること。
 - (7) 入会時に虚偽の申請を行うこと。
 - (8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。
 - (9) ID又はパスワードを不正に使用させること。
 - (10) 「豊山レインボーネット」の運営を妨害すること。
 - (11) その他協議会が利用者として不適当と判断したこと。
- 2 利用者が前項のいずれかに該当する場合、豊山町は協議会と協議した上で、当該利用者に事前に通知又は催告することなく、利用者としての資格を停止することができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が利用者としての資格を停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかに豊山町に報告をしなければならない。

- 4 利用者が、第1項の各号いずれかに該当することで豊山町又は契約事業者が損害を被った場合、利用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第五章 その他

(実験・開発目的での利用)

第40条 各種研究・開発、新規技術導入検証等において、「豊山町レインボーネット」を実証実験に利用する場合、当該実証実験を行おうとする者は、豊山町及び協議会の承認を得るとともに、豊山町及び協議会の指示した利用条件を遵守しなければならない。

(規約の変更及び諸規定の制定等)

第41条 豊山町は、協議会において協議した上で、利用者の了承を得ることなく、本規約の変更及び諸規程の制定、改廃を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において豊山町は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。

- 3 第1項の変更等を行った場合は、契約事業者は、利用者へ変更した旨を、ポータルサイトサービス等を通じて確実に周知するものとする。

附 則

本規約は、平成28年8月1日から施行する。

「豊山レインボーネット」利用までの流れ

①患者（家族）への説明

- ・ かかりつけ医（内科・歯科）
- ・ ケアマネジャー
- ・ 訪問看護師 など

・ かかりつけ医とケアマネジャー等で事前に話し合いを行い、互いに「豊山レインボーネット」を利用することの確認を済ませてから、患者（家族）へ説明する。

②同意書の記載

- ・ 患者（家族）

・ 同意者は、かかりつけ医と患者（家族）が1枚ずつ保管する。

③地域包括支援センターに連絡

- ・ 患者（家族）より同意を得た人

・ 同意を得た患者の情報（氏名や生年月日等）を連絡する。

④患者登録と支援チーム登録

- ・ 地域包括支援センター

・ 患者と支援チームを登録する。

⑤支援チームに連絡

- ・ 地域包括支援センター

・ 支援チームに加わった全事業所へ、登録完了と情報共有開始を連絡する。

支援チームによる情報共有スタート

チームリーダー：かかりつけ医

※登録できる患者条件：豊山町在住の方で、患者（家族）の同意を得た方が対象です。

※参加できる事業所条件：西名古屋医師会、西春日井薬剤師会、西春日井歯科医師会の会員と、豊山町民の方が利用している介護サービス事業所が対象です。

※地域包括支援センターが運用を行い、登録患者や支援チームの把握・管理や各種相談に応じます。

※支援チームの追加や削除、登録患者の死亡等による終了の際には下記へ連絡ください。

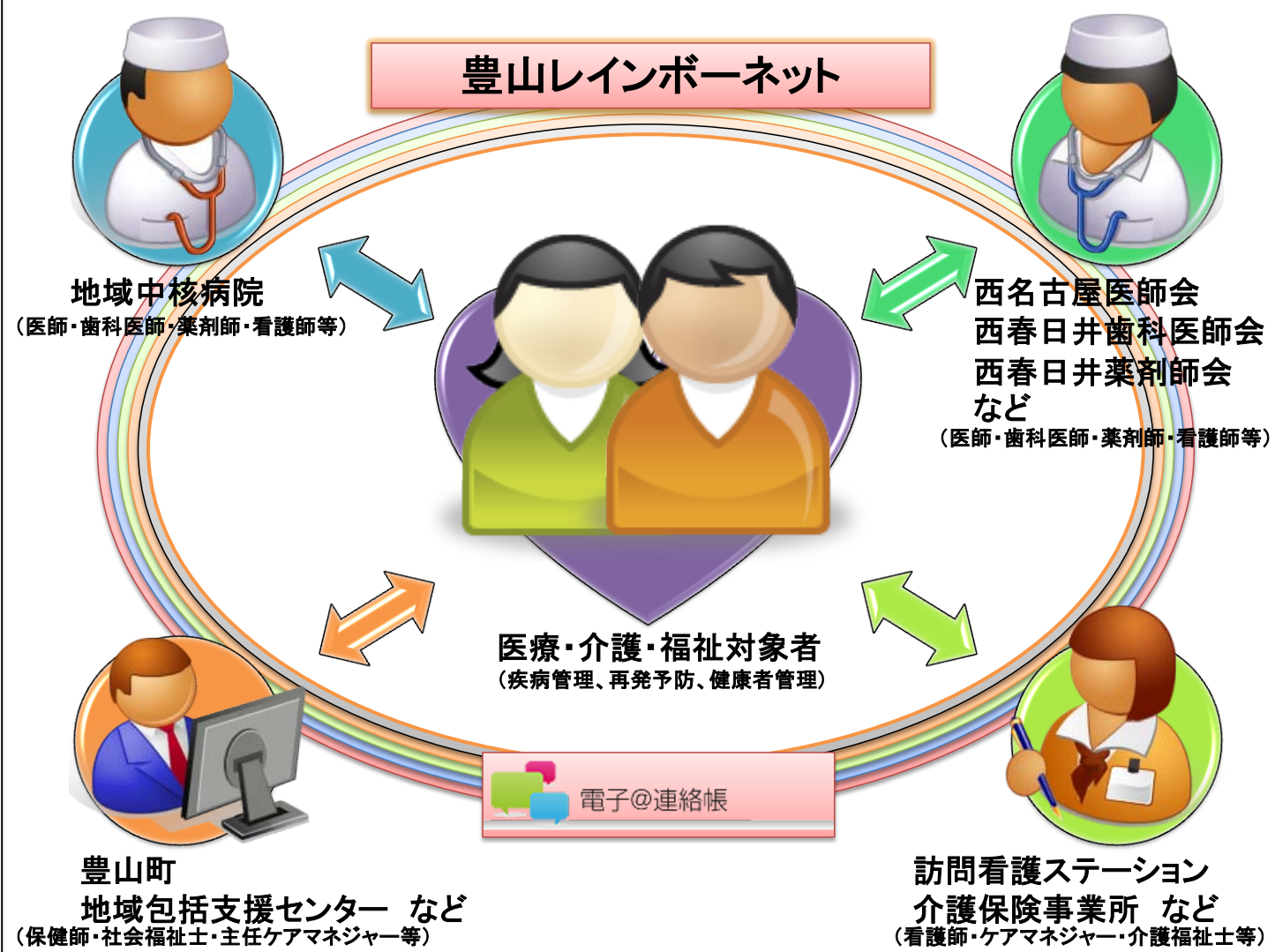
【お問い合わせ先】

豊山町役場 生活福祉部 保険課 地域包括支援センター

電話 0 5 6 8 - 2 8 - 0 9 3 2

豊山レインボーネット

豊山町民の皆様が住み慣れたまちでいつまでも自分らしい生活を続けていくことができるように病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業所、地域包括支援センター、行政等が電子連絡帳システム（多職種情報共有システム）を活用して連携し、皆様を医療・介護・福祉の面から支援する体制の構築を目指しています。



☐

説明者： _____ の説明を理解し、『豊山レインボーネット』を利用した支援を受ける事に同意します。

⤴

※同意が得られた場合、☑を記入

_____ 年 _____ 月 _____ 日

同意書名： _____

※ご本人が未成年又は、本人の意思が確認できない場合

代理人： _____ (続柄： _____)

「豊山レインボーネット」 参加説明書・同意書

豊山町は、在宅療養をされている方の情報を共有することで、より質の高い療養生活をしていただくことを目的に、電子@連絡帳システム（豊山町レインボーネット）を始めました。

豊山レインボーネットにて、あなたが住み慣れたまちで、いつまでも自分らしい生活を続けていくことができるよう支援します。

個人情報取扱同意書

- 1 運用目的**

あなたを医療・介護・福祉の面から支援するため、あなたの情報を「豊山レインボーネット」に登録し、支援チーム（担当者及び機関）で情報を共有することで、あなたの支援に活用いたします。

また、サービスの向上を目指すために、匿名化した上で統計・検証を目的としてあなたの情報を使用することがあります。
- 2 情報を共有する機関**

あなたの支援チームを構成する担当者及び機関は、豊山レインボーネット登録機関（豊山町、西名古屋医師会、西春日井歯科医師会、西春日井薬剤師会に所属する機関、介護保険事業所、地域包括支援センター等）の中から決められ、情報共有する対象機関となります。
- 3 個人情報の管理**

このネットワークは、厚生労働省が定める「医療機関情報システムの安全に関するガイドライン」に基づく運用で、ネットワーク上の個人情報を保護しています。

また、情報共有の停止を希望される場合は、問い合わせ先にご連絡ください。

【お問合せ先】
豊山町役場 生活福祉部保険課 地域包括支援センター 電話 0 5 6 8 - 2 8 - 0 9 3 2

年 _____ 月 _____ 日

「豊山レインボーネット」について説明を受け、
これに同意します。

説明者： _____

同意署名： _____

※ご本人が未成年又は、
本人の意思が確認できない場合

代理人： _____ 続柄： _____

ご本人名： _____

「豊山レインボーネット」 参加説明書・同意書

豊山町は、在宅療養をされている方の情報を共有することで、より質の高い療養生活をしていただくことを目的に、電子@連絡帳システム（豊山レインボーネット）を始めました。

豊山レインボーネットにて、あなたが住み慣れたまちで、いつまでも自分らしい生活を続けていくことができるよう支援します。

個人情報取扱同意書

1.運用目的

あなたを医療・介護・福祉の面から支援するため、あなたの情報を「豊山レインボーネット」に登録し、支援チーム（担当者及び機関）で情報を共有することで、あなたの支援に活用いたします。

また、サービスの向上を目指すために、匿名化した上で統計・検証を目的としてあなたの情報を使用することがあります。

2.情報を共有する機関

あなたの支援チームを構成する担当者及び機関は、豊山レインボーネット登録機関（豊山町、西名古屋医師会、西春日井歯科医師会、西春日井薬剤師会、に所属する機関、介護保険事業所、地域包括支援センター等）の中から決められ、情報共有する対象機関となります。

3.個人情報の管理

このネットワークは、厚生労働省が定める「医療機関情報システムの安全に関するガイドライン」に基づく運用で、ネットワーク上の個人情報を保護しています。

また、情報共有の停止を希望される場合は、問合せ先にご連絡ください。

【お問合せ先】

豊山町役場 生活福祉部 保険課 地域包括支援センター
電話0 5 6 8－2 8－0 9 3 2

今後のスケジュール

日程	内容	備考
6 / 3 0	第 1 回豊山町地域包括ケアシステム推進協議会	地域包括ケアシステム、「電子連絡帳」「地域資源マップ」について
7 / 1 9 7 / 2 9	医療機関・事業所向け 「電子連絡帳」「医療・介護資源マップ」概要説明会	「医療・介護資源マップ」 ・登録事業所に ID・パスワード発行 ・登録情報収集
8 / 1	「電子連絡帳」「医療・介護資源マップ」運用開始	「電子連絡帳」 ・町内の医療機関に登録依頼説明 ・利用ケース発生時等に関係機関に ID・パスワード発行。使用する機器に証明書をダウンロード(包括職員・業者が訪問対応、又は手順書を配布) ・8月号広報に「電子連絡帳」「地域資源マップ」について掲示
平成 2 9 年 2 ～ 3 月頃	第 2 回豊山町地域包括ケアシステム推進協議会	「電子連絡帳」「地域資源マップ」実績報告、来年度の事業計画について